

# 学校内事故

## —児童本人が責任能力を欠く場合

弁護士 上里 美登利

1 学校内で事故が起きることがありますが、児童本人が責任能力を欠く場合、誰がどのような責任を負うのでしょうか。

児童本人(未成年者)について、民法712条は、「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。」と定めます(責任無能力者)。その代わり、民法714条1項本文は、「その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。」と定めます(法定監督義務者)。他方、民法714条2項は、「監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。」と定めます(代理監督義務者)。そのため、学校内事故においては、親が責任を負うのか、教師が責任を負うのか、といったことが問題となり得ます。

なお、そもそも責任無能力者かどうかについては、年齢により一律に区切ることができるのではなく、加害行為の種類をはじめとする事案毎の差異を踏まえた検討が必要ですが、小学生以下は否定、中学生以上は肯定というのが一応の目安と考えられます。

2 以下では、概ね加害者本人が責任無能力者である学校内事故の事例について、裁判例を分析してみました。

なお、本稿における分析、意見にわたる部分は、筆者の私見に基づくものであることをお断りさせていただきます。

神戸地裁昭和51年9月30日(判例時報856号73頁)

事故の態様

小学校3年生の授業中、隣席に座っていた同級生が、いたづらをしようと、鉛筆のとがった先を被害児童に向けてかざし、名を呼んで振り向いた瞬間に鉛筆を突き出し気味にしたため、左目に突き刺さった。

教師	学校長	市町村※3	親権者	加害者本人
△※2		○※1	○	

判示(抜粋)

「本来法定監督義務者が負担している児童が加害行為をしないよう監督すべき義務は、右義務者が児童を監視し直接監督行為を及ぼすことができる範囲内で当該児童が加害行為に及ぼうとする場合にのみ履行すべきものではない。この場合にのみ監督義務を承認するならば、いかなる法定監督義務者といえども児童を常に監視し直接監督できる範囲内におくことは不可能であるから、民法714条の意義を不当に狭めることになるが故からである。」

「このことを太郎に即していえば、…他人の顔面を先の尖ったもので突いたりなどすると思わぬ大けがをさせることがあるからしてはならないこと、また、他人の人格は尊重しなければならないから他人の気持を大切にしないとか、他人の嫌がるようなこと、特に他人の身体を故意又は重大な過失によって傷つけるようなことは厳につつまなければならぬこと…を日常平素から、少なくとも戒め教育することによっても監督すべき義務があると解せられるのである。」

東京高裁昭和59年4月26日(判例時報1118号181頁)

事故の態様

小学校4年生の児童が、校庭に設置されていた回旋塔での遊戯に加わろうとして円周内に入ったところ、遊戯中の加害者に衝突されて傷害を負った。

教師	学校長	市町村※3	親権者	加害者本人
×			×	

判示(抜粋)

児童の遊戯方法として一般に是認されている遊戯中に、遊戯者間において遊戯行為そのものに起因して生じた事故については、たとえ遊戯者の一員に過失があったとしても、違法性を有しないものとして、その者又はその監督義務者が賠償責任を負うことはない。

本件事故は、遊戯行為そのものに起因して発生したものであり、加害児童の故意行為によって生じたものではないから、違法性はないというべく、加害者の監督義務者に賠償責任は生じない。

宇都宮地裁 平成5年3月4日判決

(判例時報1469号130頁)

事故の態様

図工の授業時間中に、Sが自分の席を離れて被害児童の後方に来たときに、被害児童が後ろを振り向いた際、Sが持っていたハサミが被害児童の左眼に当たり、被害児童は左眼膜裂傷等の傷害を負った。

教 師	学校長	市町村※3	親権者	加害者本人
△※2	×	○※1	×	

判示(抜粋)

「自分の行為についてその責任を弁識する能力のない児童が不法行為を行った場合には、その全生活関係について監督義務を負うべき親権者が、原則として、右不法行為による損害を賠償すべき責任を負う。児童が右不法行為を行ったときに小学校教育のために学校長等の指導監督の下に置かれ、学校長等が代理監督義務者としての責任を負うとしても、そのことによって親権者の右責任が当然に免除されることにはならない。」

「しかし、右不法行為の行われた時間・場所、その態様、児童の年齢等から判断して、当該行為が学校生活において通常発生することが予想できる態様のものであり、もっぱら代理監督義務者の監督下で行われたと認められる場合には、親権者は、その監督義務を怠らなかったとして、責任を免れると解される。」

「本件事故はハサミの使用という小学校2年生の授業の中では児童間での傷害が生じやすい作業の中で、その危険が現実化したものであり、格別Sの個人的な能力・性格等に基づくものではなく、もっぱら学校長等の代理監督義務者の監督下で発生したものである。」

「以上によれば、…Sに対する監督義務を怠っていなかったものと認められるから、…親権者としての責任を免れるものと解される。」

甲府地裁 平成16年8月31日判決(判例時報1878号123頁)  
事故の態様

小学校4年生の「帰りの会」の最中、同じクラスの児童の投げた鉛筆を左目に受け、負傷。

教 師	学校長	市町村※3	親権者	加害者本人
		○※1	○	

判示(抜粋)

「児童が加害行為を行った際、小学校教育のために担任教諭等の指導監督の下に置かれ、代理監督義務者がその責任を負うとしても、そのことによって親権者の責任が当然に免除されることにはならない。」

「本件では、G(加害児童)は短気な性格で、問題行動が日頃からみられた…も窺われるのであるから、本件事故が学校教育の場において生じたことをもって、被告Eら(親権者)が自らの監督義務を怠らなかったと認めることは到底できない。」

東京地裁 平成18年2月13日

(判例秘書判例番号 L 06131213)

事故の態様

小学校1年生の児童が、小学校の給食終了後の後片付け指導の時間において、大使用個室で便器に水を流そうとしていた小学校1年生児童をからかおうとして、個室の扉を勢いよく閉めたため、左手親指が扉の隙間に挟まり、指が切断されるという事故になった。

本件裁判は、加害児童の親権者が被害児童側と別訴で和解した後に、学校側(小学校を設置する市町村)に対して和解に基づき支払った金員の求償を求めたものである。

教 師	学校長	市町村※3	親権者	加害者本人
×	×	×		

判示(抜粋)

「公立の小学校の校長や児童の担任教諭が、学校教育法の趣旨などから、一定の場合に法定監督義務者に代わって、児童生徒を保護し監督する義務を負うことがあるのは明らかであるが、この校長や担任教諭の児童生徒に対する監督義務の及ぶ範囲については、その趣旨に照らし、親権者の監督義務のように児童生徒の全生活関係について広く及ぶものではなく、学校における教育活動及びこれと密接に関係する生活関係に限られ、それ以外の児童生徒の生活関係については及ばないものと解するのが相当である。

また、いわゆる学校事故における上記監督義務の具体的な内容及び程度は、教育活動の性質、学校生活の時と場所、児童生徒の年齢や知能、身体の発育状況など諸般の事情を踏まえて、当該学校事故が学校生活において通常生じるものと予測され、又は予測することが可能であるかどうかという観点から定まるものと解すべきである。」

「特に危険な行為に及んでいる児童又は及びそうな児童に対しては別論、児童一人一人について教諭が目を配って何をしているか把握し、例えば教室を離れている児童に対してこれに付き添って監督することまで求められているとはいえないというべきである。」

※1 教師に過失あり、国賠法1条により責任を負う。

※2 過失はあるが、「公権力の行使」により個人責任を負わない。

※3 学校設置者

3 上記裁判例等から、一定の基準を定立してみました。

(1) そもそも加害者側に賠償責任がない(行為の違法

性が否定される)とされる場合

児童の遊戯方法として一般に是認されている遊戯中に、遊戯者間において遊戯行為そのもの起因して生じた事故。(前掲東京高裁昭和59年4月26日参照)

(2) 法定監督義務者の監督義務の範囲

ア 児童を直接監視し、直接監督行為を及ぼすことができる範囲内に限られない。(前掲神戸地裁昭和51年9月30日参照)

イ 親権者は、原則として、責任弁識能力のない児童による不法行為の損害を賠償すべき責任を負い、代理監督義務者が責任を負う場合でも、そのことによって親権者の責任が当然に免除されることにはならない。(前掲宇都宮地裁平成5年3月4日、甲府地裁平成16年8月31日参照)

しかし、

①不法行為の行われた時間・場所、その態様、児童の年齢等から判断して、当該行為が学校生活において通常発生することが予測できる態様のものであり、

②もっぱら代理監督義務者の監督下で行われたと認められる場合には、

親権者は、その監督義務を怠らなかつたとして、責任を免れ得る。(前掲宇都宮地裁平成5年3月4日参照)

(3) 代理監督義務者の監督義務の範囲

親権者の監督義務のように児童生徒の全生活関係について広く及ぶものではなく、学校における教育活動及びこれと密接に関係する生活関係につき、通常生じ得る態様の事故に限る。(前掲東京地裁平成18年2月13日参照)